

来庁された皆様へ

サーマルカメラで測定した結果、37.5度以上の発熱がありましたので、**医療機関に連絡したのち受診**してください。



医療機関受診について

○かかりつけ医がある場合

あらかじめ医療機関に電話連絡をし、医療機関の指示に従ってください。

○かかりつけ医がない場合（受診する医療機関がわからない場合）

和歌山県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（073-441-2170）または受診・相談センター（保健所）に電話してください。

○受診の際は、マスクを着用するなど、感染予防対策をお願いします。

○受診後は、密な状態は避け、速やかに帰宅してください。



ご配慮ください

○症状がある場合、通勤、通学はせず、外出も控えるようお願いします。

○なお、次の日に症状が消失していても、通勤、通学は無理をしないようお願いします。

○新型コロナウイルス陽性が判明した方と接触があったと思われる方は、自宅待機するとともに、最寄りの保健所まで速やかに連絡をお願いします。

和歌山県総務部総務管理局管財課
和歌山県福祉保健部健康局健康推進課